

## 令和4年度第6回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年9月13日(火)  
午前9時30分 ～ 午前10時33分  
場 所 川棚公民館 2階 講堂

### 会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名  
現 在 数 17 名  
出 席 総 数 15 名  
欠 席 総 数 2 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	欠席
2	新久保 克己	出席
3	欠 番	—
4	藤野 俊孝	欠席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局次長外 3 名

傍聴人 0 名

## 令和4年度第6回総会

(開始時刻 9時30分)

### 事務局（岡部局次長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数17名のうち、本日出席の委員は15名、欠席者は2名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

### 議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和4年度第6回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号9番 石田安男委員と、議席番号11番 河本隆一委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」お諮りいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（岡部局次長）

ご説明いたします。以降着座にてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地

目は、田1筆、面積は、2,038㎡、位置図は3、4ページ、公図は、5ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から北東へ約760mに位置している農業振興地域内白地の農地でございます。

申請理由は、耕作をしていない譲渡人からの要望に、譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の[ ]の距離に位置しており、譲受後は、大根やらっきょう等の野菜を栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆、面積は、359㎡、位置図は6、7ページ、公図は、8、9ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から、南西へ、約2.2kmに位置している農業振興地域内白地の農地でございます。

申請理由は、高齢で耕作が困難となり農業後継者もいない譲渡人からの要望に、譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から近く、譲受後は、サトイモやキャベツ等の野菜を栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。

3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田5筆、合計面積は、5,422㎡、畑7筆、合計面積は、3,163㎡、位置図は10ページから13ページ、公図は、14ページから20ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所豊洋台支所から南西へ約870mから1.1kmに位置している12筆すべてが、農業振興地域内白地の農地でございます。

申請理由は、県外に居住しており耕作が困難な譲渡人からの要望に、譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。

申請地は、譲受人の[ ]の距離に位置しており、譲受後は、水稻やきゃべつ、白菜、ジャガイモ等の野菜を栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

## 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号12番 坂田謙佑委員、報告をお願いいたします。

## 坂田謙佑委員

12番の坂田です。1番の案件につきまして、説明をいたします。9月7日に、農業委員2名、事務局職員1名で現地を確認いたしました。

現地は、現在作付けはされておらず、草刈り等の保全管理はされている農地でした。以前は牧草用地として利用されていましたが、5年位前からやめられて現在に至っています。

そうした中で、譲受人さんから、ここで畑作をしたいとの依頼を受けてこの度売買をするわけですが、譲受人さんについては、平成26年に久野の方で、平成30年にも豊北町の方で農地を買われて、ほ場整備をされた条件の良い農地については、水稻の作付けをされていて、きちんと管理をされている方だと思えました。今回は、ご自宅にも近い土地で管理もしやすいと思えますし、以前は水稻をされていた農地ですが、ずっとされていないので水が来ない農地になっておりますが、今回は畑として利用されるということで、この農地でも大丈夫であろうと思えます

農機具の方も確認したところトラクターも2台あり耕運機も所有しており、大丈夫かと思えます

ご審議の程よろしく申し上げます。

## 議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号16番 金田豊和委員、報告をお願いいたします。

## 金田豊和委員

16番の金田です。2番の案件につきまして、現地確認の結果を報告します。9月5日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

申請地は、譲受人の■■■■■、また所有農地と隣接しています。

譲渡人は、高齢で農業後継者もないことから、数年前から当該農地の管理作業を譲受人に依頼しており、この度所有権移転を申し出たものでございます。

譲受人は野菜を栽培する予定であり、何ら問題はないと思います。  
ご審議の程よろしくお願ひいたします。

### 議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号10番 田上光義委員、報告をお願ひいたします。

### 田上光義委員

10番の田上です。3番の案件につきまして、ご説明いたします。現地確認の結果を報告します。9月7日に、農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認いたしました。

現地は記載のとおり、畑が7筆、田が5筆です。一つの集落にはありますが連続していない農地であります。現地に行った際に譲受人がちょうどトラクターで草刈りをしており、一部は草刈りが終わっていました。本人もやる気で購入されたいのかと思います。自分が思ったのは、譲受人は機械を収納する納屋がないですね。ちょうど譲渡人の家と納屋をまとめて購入すれば、自分の機械を収納できるとの兼ね合いがあったのではと思います。譲渡人は、県外に居住しておりますし、耕作はできません。譲受人は、XXXXXXXXXXで全部の農地が包含されていますので十分作業ができると思います。

田畑を確認したところ、田か畑か境もわかなないくらい雑草が繁茂していました。譲受人が購入することで地域に貢献できるのではないかと思います。別に支障はないと思われます。

よろしくご審議の程お願ひします。

### 議長（山田会長）

それでは、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願ひいたします。

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、1番及び3番について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

## 議長（山田会長）

次に日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

## 事務局（岡部局次長）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書21ページをお開きください。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、22、23ページ、公図は24ページで、土地利用計画図は25ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所から南東へ約780mに位置している「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、長屋住宅2棟を建築するもので、申請理由につきましては、申請地周辺は、住環境にも恵まれた地域で、自己所有地である、申請地が適地であると判断し、この度の計画に至ったものでございます。

一体利用地は、市道や法定外公共物の加工部分のみで、施工に必要な各申請書が提出されており、確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。

申請地周辺には、青線で分断された農地のみで、申請地内は、アスファルト舗装し、法面は、張コンクリートで保護する計画となっております。汚水は、公共下水道で処理され、雨水のみ、農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

本案件は、開発許可と同時施行といたします。

以上でございます。

## 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、担当委員に現地調査の結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号9番 石田 安男委員、報告をお願いいたします。

## 石田安男委員

議席9番の石田です。1番の案件について補足説明をいたします。9月7日に

農業委員 2 名、事務局職員 2 名で現地を調査いたしました。

この案件は、長屋住宅の建設で、開発面積が大きく、開発行為許可申請書、法定外公共物加工許可申請書、道路工事施工承認申請書が添付されております。長屋住宅 2 棟 1 4 戸及び駐車場 3 4 台分の計画になっています。

申請地は、位置図のとおり川棚温泉駅から川棚温泉の中間の少し高台に位置し、周辺は新興住宅地になっております。住環境に恵まれた地域で長屋住宅を求める要望が多く、一般勤労者向けの住宅を建設する計画を立てたものです。

雨水は、溜桝から自然流下で農業用排水路へ放流、汚水は公共下水道で処理となっています。

隣接地に農地はなく、用途区域内の第 3 種農地でもあり、特に問題はないかと思われまます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

#### 議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可について」、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、原案のとおり許可することと決しました。

#### 議長（山田会長）

次に日程第 3 「議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

#### 事務局（岡部局次長）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書、26 ページをお開きください。

1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑 2 筆、合計面積は、201 m<sup>2</sup>、位置図は 30、31 ページ、公図は、32 ページ、土地利用計画図は 33 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所

王喜支所から南西へ、約1.2kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、一時的に工事用資機材置場として利用するものでございます。

申請理由につきましては、ガス管理設工事に必要な資機材置場を、施工箇所から近くに位置している申請地に計画したもので、貸付人が借受人の要望に応じたものでございます。賃借権の設定となっております。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、周辺農地への土砂流出対策として、土のう積みする計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、一時的な利用であり、工事終了予定である、許可後2箇年までに、原状回復する旨が記載された誓約書が下関市農業委員会会長あてに提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

26ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆、面積は、104㎡、位置図は34、35ページ、公図は、36ページ、土地利用計画図は37ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王司支所から東へ、約330mに位置している「第2種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、貸駐車場の整備でございます。

申請理由につきましては、譲受人が代表を務める法人が借受けていた駐車場が借受けできなくなったことから、事務所から近くに位置している申請地に計画したもので、耕作しておらず農業後継者もない譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。なお、譲受後は、全て、譲受人が代表を務める法人の、事業用駐車場として利用されます。贈与による所有権の移転となっております。

本案件には、一体利用地はなく、添付書類にて、法人が所有している業務用車両の台数も確認でき、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。また、貸駐車場の整備を目的とした申請となっておりますが、全てを借り受ける旨が記載された借受申込書が提出されており、駐車場として利用されることが確実であると判断いたしました。土砂の流出対策としては、申請地に隣



接した農地が一部ございますが、縁石を設置し、法面は、土羽打ち仕上げする計画となっております。汚水の発生はなく、雨水のみ、市道に放流され、道路側溝に流入されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、無断転用案件で、令和4年6月頃から、農地法の許可なく砂利敷し、駐車場として利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書、27ページをお開きください。

3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、860㎡、位置図は38、39ページ、公図は、40、41ページ、土地利用計画図は42ページをご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所から北へ、約50mに位置している「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、貸資材置場でございます。

申請理由につきましては、譲受人が代表を務める法人は、資材置場を所有しておらず隣接地の自己所有地のみでは必要な面積が確保できなかったことから、この度の計画に至ったもので、耕作しておらず農業後継者もない譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。なお、譲受後は、全て、譲受人が代表を務める法人が、資材置場として利用する計画です。贈与による所有権の移転となっております。

一体利用地の2筆は、譲受人の所有地で、1筆は、譲渡人の所有地で、土地所有者として承諾しており、確保は確実で、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。また、貸資材置場の整備を目的とした申請となっておりますが、譲受人が代表を務める法人から、借受申込書が提出されており、資材置場として利用されることが確実であると判断いたしました。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、石垣を設置し、法面は、土羽打ち仕上げする計画となっております。汚水の発生はなく、雨水のみ、計画地内の側溝から農業用排水路、又は直接農業用排水路に放流されますが、所有者である下関土地改良区に説明がなされており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関土地改良区から、土地改良区の事業には、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

なお、本案件は、無断転用案件で、平成30年7月頃から、農地法の許可なく造成し、資材置場として利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

また、本件は、資材置場を目的とした農地転用でございますので、「許可後、3箇年程度、1箇月に一度、農業委員と事務局職員又は事務局職員で、現地確認を行い、総会にて報告すること。」との意見を付して許可することといたします。

27ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、342㎡、位置図は、43、44ページ、公図は、45ページ、土地利用計画図は46ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から南へ、約1kmに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地で、「第1種農地」となり、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、借家住まいの譲受人が、申請地周辺は、宅地化が進行しており、交通の便もよく、スーパー等も近くに位置している申請地を選定したもので、農業後継者もない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、県道加工部分のみで、施工に必要な申請書が提出されており確保は確実で、土地利用計画及び建ぺい率からみて計画面積は、適当であると判断しています。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、西側の農地は、造成後は、申請地よりも高い位置となり、北側の農地は、申請地よりも低い位置にございますが、既存の法面で分断されております。汚水は、集落排水で処理され、雨水のみ、隣接地の農地に放流されますが、土地所有者である譲渡人は承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関市菊川町土地改良区から、土地改良区の事業には、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書、28ページをお開きください。

5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地

目は、田1筆、面積は、442㎡、位置図は、43、47ページ、公図は、48ページ、土地利用計画図は49ページをご覧ください。申請地は、4番の筆から分筆された、「第1種農地」で、転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、借家住まいの譲受人が、申請地周辺は、宅地化が進行しており、交通の便もよく、小月インターチェンジやスーパー等も近くに位置している申請地を選定したもので、農業後継者もいない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、県道加工部分のみで、施工に必要な申請書が提出されており確保は確実で、土地利用計画及び建ぺい率からみて計画面積は、適当であると判断しています。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地は、申請地よりも低い位置にありますが、東側の農地の境界は、法面と、土羽締め叩きする計画で、北側の農地は、既存の法面で分断されております。汚水は、集落排水で処理され、雨水のみ、農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関市菊川町土地改良区から、土地改良区の事業には、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本件も、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

28ページに戻りまして、6番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、1.42㎡、位置図は、43、50ページ、公図は、51ページ、土地利用計画図は52ページをご覧ください。本申請地も、4番の筆から分筆された「第1種農地」でございます。転用目的は、農業用水路の拡張でございます。

申請理由につきましては、土地改良事業により設置した農業用水路の柵が申請地に越境していたことが測量により判明したことから、この度の計画に至ったものでございます。寄付による所有権の移転となっております。

一体利用地は、譲受人所有の用悪水路のみで、確保は確実で、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。申請地には、農業用水路の柵の一部が設置されるのみで、周辺農地の営農には支障はございません。なお、本案件は、先ほどご説明したとおり、既に土地利用計画図どおりに整備されている、

追認案件となります。

本件は、第1種農地ではございますが、農業用施設の設置であり、農地法施行令第11条第1項第2号イに該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書、29ページをお開きください。

7番、申請地の登記地目は、宅地となっておりますが、現況地目が農地となっており、農家台帳にも登録がなされていることからこの度の申請に至ったものでございます。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

現況地目は、畑1筆、面積は、73.65㎡、位置図は53、54ページ、公図は、55ページ、土地利用計画図は56ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所から南東へ、約440mに位置している「第2種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、住宅の敷地拡張でございます。

申請理由につきましては、隣接地の住宅を購入予定の譲受人が、趣味である家庭菜園の整備を目的にこの度の計画に至ったもので、県外に居住しており耕作が困難で農作業の委託先もみつからない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、譲受人が購入予定の1筆のみで、土地所有者である譲渡人も承諾しており、確保は確実で、土地利用計画及び建ぺい率からみて計画面積は、適当であると判断しています。申請地に隣接した農地は、申請地よりも高い位置にあること、住宅、(主)の汚水は、公共下水道で処理され、住宅、①のし尿は、汲み取り処理され、生活雑排水は、敷地内の暗渠から法定外公共物内の暗渠をとおり道路側溝に放流されること、雨水も敷地内の暗渠から法定外公共物内の暗渠をとおり道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番及び2番の案件につきまして、議席番号2番 新久保克己委員、報告をお願いいたします。

### 新久保克己委員

議席番号2番の新久保です。1番と2番の案件について、現地確認の結果を報告します。2件とも9月7日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。

まず、1番の案件ですが、申請内容は、譲受人が高圧ガス管理設工事のため、工事に必要な資器材置場を申請地に計画したところ、譲渡人が2年間の賃貸借に応じたものであります。

隣地境界には、土のうを積み、土砂流出対策を行うとともに、汚水はなく、雨水は道路側溝に放流するもので、周辺農地には支障がないと思われま。また、工事終了後は原状回復の誓約書も提出されており、問題ないと思われま。

次に2番の案件ですが、申請地は、既に砂利が敷かれた状態でありました。

申請内容は、事務局の説明のとおり、譲受人は、自らが代表を務める法人の駐車場を計画したところ、譲渡人は農業後継者もいないため、譲受人の要望に応じたものであります。

隣接する農地とはブロック縁石を設けるとともに、汚水はなく、雨水は、市道から道路側溝に放流するもので、周辺の内には支障がないと思いま。

始末書も提出されており致し方ないと思われま。

ご審議のほどよろしく願いま。

### 議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号7番 下田敏純委員、報告を願いま。

### 下田敏純委員

7番の下田です。9月7日、農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。

現地は既に砂利が引いてあり建設資材が置いてありました。

譲渡人は高齢で後継者もないということで、農地として復旧することも無理と思われま。譲受人は、一応砂利を引いて、草も生えていませんきれいに管理されていま。

土地改良区の了解もとっており、雨水等もきっちりと処理できるということですのでやむを得ないと思いま。

よろしくご審議の程願いま。

## 議長（山田会長）

続きまして、4番から6番の案件につきまして、議席番号11番 河本隆一委員、報告をお願いいたします。

## 河本隆一委員

11番の河本です。9月7日、農業委員2名と事務局職員1名で現地確認をしてまいりました。

説明があったように、4番と5番の案件について、まず説明いたします。これは同一の敷地を3分割したもので、今回は両端を転用する案件でございます。真ん中については、進入路が確定できておりませんので、現在はまだ計画されていないようです。今後計画され申請があると思われます。今回は2件を譲渡人が譲受人に譲渡するものです。現地は県道に面した非常に立地条件の良い場所です。住宅には最適な土地だと思われます。

この場所は集落排水も整備されておりました、何ら問題はないと思われます。隣接する田は申請地より若干低いですが、境もきちんとされていますので、農地には影響はないと思われます。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

6番の案件ですが、今回の農地を再測量したところ、土地改良区所有の水路の溜桝が譲渡人の農地に入り込んでいたことが判明し、平成17年位から使用されていましたが今回判明しましたので、譲渡人が土地改良区に寄付するとのことです。面積は少ないですが、溜桝も用水路も現状のままで土地だけ土地改良区に寄付するもので、土地改良区の方も了解しております。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

## 議長（山田会長）

続きまして、7番の案件につきまして、議席番号17番 岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

## 岩本憲慈委員

17番の岩本です。7番の案件につきましてご報告をいたします。9月7日に、農業委員2名、事務局職員1名で現地調査を行いました。申請内容につきましては、申請地に隣接する住宅を購入する予定の譲受人が、申請地で家庭菜園を行うために購入するものでありまして、住宅と一体で管理するため何ら問題はないと判断しました。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

### 議長（山田会長）

それでは、事務局及び地区委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可」について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

なお、議案第3号4番、5番、6番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

### 議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号 現況確認について」をお諮りします。

それでは事務局の説明を求めます。

### 事務局（岡部局次長）

総会議案書57ページをお開きください。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、畑1筆、面積は、76㎡で、申請地の位置図は、58、59ページ、公図は60ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所黒井支所から西へ約1kmに位置する土地でございます。

令和4年9月7日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりの方況でございました。現況確認書交付事務取扱要領第5条（3）に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

57ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、畑1筆、面積は、731㎡で、申請地の位置図は、61、62ページ、公図は63ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所神玉支所から北西へ約1.7kmに位置する土地でございます。

令和4年9月7日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりの方況でございました。現況確認書交付事務取扱要領第5条（3）に該当するため、「非農地」と確認いたしま

した。

以上でございます。

#### **議長（山田会長）**

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号10番 田上光義委員、報告をお願いいたします。

#### **田上光義委員**

議席番号10番の田上です。1番の案件につきましてご説明します。9月7日、農業委員2名、推進委員1名、事務局職員2名で現地を確認したところ、事務局の説明がありましたとおり山林化しております。直径20cm以上ある椎の木が何本か生えており、孟宗竹も進入してきており、5年後には孟宗竹が勝つのではないかと思われるような状況でしたので、非農地として差支えないと思われま

す。  
ご審議の程よろしくをお願いいたします。

#### **議長（山田会長）**

次に、2番の案件につきまして、議席番号18番 有田孝義委員、報告をお願いいたします。

#### **有田孝義委員**

18番の有田です。2番の案件について補足説明をいたします。9月7日、農業委員2名、推進委員1名及び事務局職員1名で現地を調査いたしました。

申請地は、雑木や竹が繁茂し、長期にわたり手つかずの状態であり、農地に戻すことは不可能であると判断し、非農地と判定しました。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

#### **議長（山田会長）**

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第4号 現況確認について」、1番及び2番の案件については「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。



全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

### 議長（山田会長）

次に日程第5「議案第5号農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（岡部局次長）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書64ページをお開きください。

本案件は、農業振興地域整備計画の変更を行うにあたり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、下関市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。

1番、申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は65、66ページ、公図は、67ページ、平面図は、68ページ、敷地平面図は、69ページ、立面図は、70ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所から東へ約4.5kmに位置する農地でございます。

計画変更の理由は、携帯電話無線基地局を設置するためでございます。

本件は、農用地区域からの除外で、重要変更となります。

64ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は、71、72ページ、公図は73ページ、土地利用計画図は74、75ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線滝部駅から南西へ約2kmに位置する、農地でございます。

計画変更の理由は、梨選果場、従業員休憩所等を建築し、合わせて、観光用駐車場を整備するためでございます。

本件は、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」で、軽微な変更になります。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

1番の案件につきまして、議席番号12番 坂田謙佑委員、報告をお願いいたします。

### 坂田謙佑委員

議席番号12番の坂田です。1番の案件について説明をいたします。9月7日に、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認をいたしました。

現地は、普段、飼料作物を植えられている農地ですが、確認した日は刈り取られていました。

携帯電話の基地局ということで、ほかに候補地を探したようですが、断られたりとなかなか候補地が見つからず適当な土地がないということでこの農地が選ばれました。公共性のあるものですし、4㎡と小さく、周辺農地にも、汚水はなく雨水だけ道路方に流水されるものですので問題はないと思われま

す。ご審議の程よろしく願います。

### 議長（山田会長）

次に、2番の案件につきまして、議席番号17番 岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

### 岩本憲慈委員

17番の岩本です。2番の案件につきましてご報告をいたします。9月7日に、農業委員2名、事務局職員1名で現地を調査いたしました。

申請内容としては、梨園を経営する農事組合法人が梨の選果場や従業員の休憩室、倉庫及び観光用の駐車場を梨園の一角に計画したもので、現在農用地区域に指定されているため、計画部分を農用地から農業用施設用地に用途区分の変更をするもので、何ら問題はないものと判断しております。

ご審議の程よろしく願います。

### 議長（山田会長）

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、「議案第5号農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、「意見なし」とすることと決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付します。

### 議長（山田会長）

次に、日程第6「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

### 事務局（岡部局次長）

ご説明いたします。総会議案書76ページをお開きください。

1番、この案件は、令和4年9月30日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、77ページから81ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和4年9月30日公告予定分）」をご覧ください。77ページから80ページの案件は、利用権に係る決定です。別紙「議案第6号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

81ページの案件は、所有権移転に係る決定です。

農地の所在、対価等は一覧表に記載のとおりです。売買による所有権移転です。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

### 議長（山田会長）

審議事項はすべて終わりました。

次に、日程第7報告第1号から、日程第17「報告第11号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

## 事務局（中川事務局長補佐）

ご報告いたします。

総会議案書 82 から 83 ページ、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」は、6 件ございました。

84 ページ、報告第 2 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による転用届出について」は、1 件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

89 ページ、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、1 件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより、農業委員による現地確認を行い、専決により承認いたしました。

95 から 96 ページ、報告第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について」は、9 件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

97 ページ、報告第 5 号「農地法施行規則第 53 条の規定による転用届出について」は、3 件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、通知を交付いたしました。

98 ページ、報告第 6 号「現況確認について」は、1 件ありました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

102 ページ、報告第 7 号「農地造成期間延長願について」は、2 件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

103 ページ、報告第 8 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が 1 件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

104 から 105 ページ、報告第 9 号「農地の転用事実に関する証明について」は 8 件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

106 ページ、報告第 10 号「農地法第 5 条第 1 項による許可案件の現地確認の報告について」は 3 件でございます。転用目的が、資材置場で許可された 3 件について、農業委員による現地確認を行っております。内容につきましては、記載のとおりでございます。

110 ページ、報告第 11 号「令和 5 年度下関市農業施策に関する意見書に対

する回答について」ですが、併せて別紙をご確認ください。8月25日に山田会長と田崎会長職務代理者から市長へ意見書の提出を行いました。その回答が9月2日付けで通知されましたのでご報告いたします。

「新規就農者の定借支援対策の拡充について」は、提案に対する具体的な検討の記載はありませんでしたが、「鳥獣被害防止対策の強化について」は、前向きな回答となっております。また、「米価下落や生産コストの高騰に対する支援について」は、米価に関しては国の制度の説明となっておりますが、生産コストの高騰については、皆さんご承知と思いますが令和4年に県及び市の対策が実施されており、その内容が回答されております。

以上、ご報告いたします。

### 議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第11号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和4年度6回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 10時33分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....